

業務指示書

ブラジル国E-wasteリバースロジスティクス改善プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)(以下「機構」という。)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2014年8月13日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 大野 忠伸 Ono.Tadanobu@jica.go.jp

質問に対する回答：2014年8月18日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 二者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- | |
|---|
| <p>注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。</p> <p>注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。</p> <p>注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。</p> <p>注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。</p> <p>注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。</p> <p>注6) 通訳については、補強を認めます。</p> |
|---|

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：3Rに係る業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（チーフアドバイザー／廃棄物管理計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：廃棄物管理計画・リサイクル制度
- 2) 対象国又は同類似地域：ブラジル 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 リサイクル技術/有害廃棄物管理】

- 1) 類似業務の経験：解体処理・リサイクル技術/有害廃棄物管理
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年8月22日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- (○) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
「第3 業務実施上の条件」の「5. 現地再委託」に係る経費
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(BRL1 = 45.863 円, US\$1 = 102.39 円, EUR1 = 137.189 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: 8月28日(木) 10:00 ~ 12:00

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: 独立行政法人国際協力機構 2階 208会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- (○) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

チーフアドバイザー/廃棄物管理計画
リサイクル技術/有害廃棄物管理

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

28.00 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年9月5日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。
 - ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
 - ②業務の実施方針等
 - ③業務従事予定者の経験・能力
 - ④若手育成加点*
 - ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
ブラジル国E-wasteリバースロジスティクス改善プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 チーフアドバイザー/廃棄物管理計画	(32.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	3.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(13.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	(8.00)	(14.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	8.00	8.00
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： リサイクル技術/有害廃棄物管理	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	14.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	6.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

ブラジルは急速な経済成長とともに、固形廃棄物量が急増し、適切な管理が喫緊の課題となっている。2000年の廃棄物量は約14万9千トン/日（全国平均）であったが、2008年は18万3千トン/日（全国平均）と増加している。さらに、約700万トンが未収集（総量5700万トンの約12%）、約2200万トンが不適切に最終処分（同総量の約38%）されている（ブラジル政府報告書）。これらの廃棄物処理には、市役所、州政府等の公的機関に加え、民間事業者や多数のウェイストピッカーも関わっており、結果として多種多様な廃棄物管理が実施されている。また、都市近郊の埋立地は容量が少なくなっており、廃棄物の減容化・再利用・リサイクルの一層の導入が課題となっている。

こうした状況下、ブラジル連邦政府は2010年8月に「国家固形廃棄物管理政策法」を、同年12月に同法の政令を發布した。同法の中の政策目的として「固形廃棄物の発生抑制・削減・再利用・リサイクル・処理と、残渣の環境的に適正な最終処分」を掲げ、上記政策を実施するうえで「国家・州・自治体の各レベルでの廃棄物管理計画を策定」「製品のライフサイクルにおける関係者の責任の共有」を柱とし、国家レベルでの廃棄物の総合的管理を目指している。しかし現在まで、「廃棄後の製品を再利用・再資源化または環境上適切な最終処分を行うよう民間事業者へ還元するシステム（ブラジルではリバースロジスティクス（以下RLと略す）と称している）は十分に確立されておらず、国家固形廃棄物管理政策法を着実に実施するためには、官民の関連ステークホルダーの役割分担及び関連産業の振興等、事業実施の具体的な展開が求められている。

かかる背景の下、連邦政府開発商工省は、3R（減量化、再利用化、再資源化）政策や、電気・電子機器廃棄物（E-waste）のリサイクルの知見を有する我が国に対して、E-wasteのRL構築を目的とした技術協力プロジェクトを要請した。一方で、ブラジル随一の産業集積地域あるサンパウロ州では、連邦政府レベルでのモデルとなりうる先駆的な取組みもあり、また課題も多いことが確認されており、まずはサンパウロ州でのプロジェクト実施が検討された。

本要請を踏まえて、JICAは2013年9月から10月にかけて詳細計画策定調査を実施し、本格協力の枠組みについて開発商工省、環境省等の現地関係機関と協議の結果、合意し、2014年6月にR/D（Record of Discussions）の締結に至った。

2. プロジェクトの概要

（1）プロジェクト名

E-waste リバースロジスティクス改善プロジェクト

（2）上位目標

RL実施が促進される。

（3）プロジェクト目標

連邦政府においてRL実施の改善のためのアクションプラン（実行計画）が提示される。

(4) 期待される成果

成果 1：サンパウロ州における E-waste の発生、E-waste の RL のバリューチェーン¹、リサイクル活動の現況が把握される

成果 2：サンパウロ州におけるパイロット・プロジェクトの経験を通じ、連邦政府が「国家固形廃棄物管理政策法」下で E-waste の RL を普及させるための教訓が明らかとなる

成果 3：「国家固形廃棄物管理政策法」下の RL のモニタリング・レポーティング体制が提案される

(5) 活動の概要

【成果 1 に係る活動】

1-1：サンパウロ州における E-waste の発生・リサイクル・処理・潜在量の現況を調査し、インベントリを作成する。

1-2：サンパウロ州における現在の E-waste の流れの詳細を調査し、E-waste の流れ図 (E-waste stream chart) を作成する。

1-3：パイロットプロジェクトを行うエリア、対象品目、RL システム²に参画するステークホルダーを特定する。

【成果 2 に係る活動】

2-1：サンパウロの E-waste に関係するステークホルダー間でパイロットプロジェクトに関する調整を行うためのテクニカルコミッティーを設立する。

2-2：対象品目の RL システムのパイロットプロジェクト実施に係る計画を検討し、ステークホルダー間で合意する。

2-3：パイロットプロジェクトにおける RL システムの運営プロセスを検討し、一連のシステムを試行的に実施する。

2-4：パイロットプロジェクト実施に当たっての事業者向け、消費者向け広報・普及活動を実施する。

2-5：RL への民間の設備投資を促進するために、税制優遇策ならびに融資優遇制度など経済的インセンティブの検討協議に参加し、提言を行う。

2-6：2-3 で提案された RL システムを、サンパウロとは条件（人口、経済規模）が異なる他州の都市に導入する際の留意点を提言するための基礎的な調査を行う。

2-7：パイロットプロジェクトの実施結果を検証し、セクター協定（下記 5.（4）参照）のオリエンテーション委員会（CORI）に対しての報告・提言のための教訓を抽出・整理する。

【成果 3 に係る活動】

3-1：RL を監督するシステムを構築するために、モニタリングすべきポイント、必要な許認可、技

¹ E-waste の RL のバリューチェーン：「E-waste の発生から再利用・再資源化・最終処分までの事業活動や物流の連鎖・つながり」と定義する。

² RL システム：「廃棄物回収・一時保管、運搬、選別・解体・リサイクル資源の回収・売却、残さの処理・処分までの一連の流れ」と定義する。

術的基準を検討する。

3-2: 2-3で試行したRLシステムに対して、モニタリング・レポート体制を検討し、試行する。

3-3: 連邦レベル、州レベル、市レベルの行政向けにRL監督のためのガイドラインを作成する。

3-4: 民間セクター向けのRLレポートのためのガイドラインを作成する。

(6) 業務対象都市

サンパウロ市及びサンパウロ州内の関連地域、ブラジリア（連邦政府）

(7) 関係官庁・機関

カウンターパート（以下C/P）:

開発商工省（MDIC）生産開発局 産業競争部³

環境省（MMA）水資源・都市環境局 都市環境部⁴

サンパウロ市都市清掃機構（AMLURB）⁵

3. 業務の目的

本業務は、当該プロジェクトに係るR/Dに基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、R/Dに基づき実施される技術協力プロジェクトの枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「6. 業務の内容」に示す事項を実施することである。コンサルタントは本業務実施にあたり、プロジェクトの目的がブラジル側関係者の能力向上であることに留意し、「5. 実施方針及び留意事項」に十分配慮して業務を実施することが求められる。コンサルタントは本業務の進捗に応じて「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

受注者は、以下の点を踏まえ業務を実施する。

(1) プロジェクトの柔軟性の確保

本プロジェクトでは、C/Pである開発商工省、環境省、サンパウロ市や関連自治体が策定するE-wasteに関する政策・計画、及び公的セクターと民間セクターの責任分担についてのセクター協定

³ MDICは「国家固形廃棄物管理政策法」に関するリサイクル関連産業の振興を所掌。担当部長は本プロジェクトのProject Directorを務める。

⁴ MMAは「国家固形廃棄物管理政策法」の主務官庁。担当部長は本プロジェクトのDeputy Project Directorを務める。

⁵ AMLURBは公共サービス局の外局で廃棄物収集・運搬・管理の実施機関。パイロットプロジェクト実施に際しProject Managerとして、連邦政府と協働でパイロットプロジェクト全体の管理とサンパウロ市内外のステークホルダーとの調整役を担う。

⁶等、プロジェクトを取り巻く政策やこれら政策に関わるステークホルダーの動向によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。

この趣旨を踏まえ、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜 JICA に報告を行うことが求められる。

JICA は、これら報告について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方 C/P との合意文書の変更、契約の変更等）を取ることをとする。

(2) キャパシティ・デベロップメントの重視

コンサルタントは本業務を通じて C/P の RL に係る政策立案能力向上、実効性のある官民の実施体制構築の支援を行う。そのために制度・社会システム、組織、個人の廃棄物管理政策立案に係る能力の現状評価等を行い、その結果に基づいて必要な指導と助言を行い、技術移転を行う。技術協力業務の実施に当たっては、C/P 側の主体性と内発性を十分に尊重し、日本側専門家チームとの協働作業による調査、解析、計画策定及びその実践、報告（報告書作成や会議、セミナー発表など）を行うことに留意する。なお、廃棄物分野の CD 支援のあり方については「キャパシティ・デベロップメント・ハンドブック：JICA 事業の有効性と持続性を高めるために」

(http://jica-ri.jica.go.jp/IFIC_and_JBICI-Studies/jica-ri/publication/archives/jica/etc/200403_b.html)

「開発途上国廃棄物分野のキャパシティ・デベロップメント支援のために」

(http://jica-ri.jica.go.jp/IFIC_and_JBICI-Studies/jica-ri/publication/archives/jica/field/200411_01.html) を参考にする。

(3) 国家固形廃棄物管理政策法

本プロジェクトは、「ブラジル連邦法第 12.305 号：国家固形廃棄物管理政策法（2010 年 8 月 2 日制定）」「政令第 7.404 号（2010 年 12 月 23 日制定）」で定められた枠組みに従って実効性のある RL システムを構築するために必要な今後のアクションを連邦政府に対して提言することを目標としている。本プロジェクトでは、実効性のあるシステムをサンパウロ市においてパイロット事業として構築することを目的としているが、国家固形廃棄物管理政策法の主務官庁である環境省は、環境上適正なリサイクル推進の観点から E-waste に係るセクター協定の審査・交渉・締結を担当し、開発商工省は民間セクターのリサイクル産業振興の観点から主導的な役割を果たしている。そのため、これら両省の巻き込みをプロジェクト開始時から留意し、特に同法の下で連邦政府の省庁間横断で設置された委員会（リバースロジスティクスシステムのためのオリエンテーション委員会：CORI）の動き等と連動しプロジェクト活動を行うこと。

(4) 連邦政府のセクター協定及びサンパウロ市の廃棄物管理計画の把握

プロジェクトの実施期間中は、連邦政府と民間セクターとの間で E-waste 全体のセクター協定の交渉締結を進めて実施体制の構築を開始する時期と重なる可能性が高い。中央政府レベルでの

⁶セクター協定：国家固形廃棄物管理政策法の下「製品のライフサイクルに即した責任分担を、行政と製造業者・輸入業者・流通業者・販売業者との間で締結される契約的成果を持つ文書」と定義される。

セクター協定の方向性と、サンパウロ市で実施するパイロットプロジェクト（以下 PP）の方向性に大きな齟齬がないように、連邦政府の動向を踏まえて調整・連携しつつ活動を進めること。

また、サンパウロ市は 2013 年に国家固形廃棄物管理政策法に沿った形で廃棄物管理計画の改定を行い、更に 2016 年までには E-waste についての確約書（自治体と民間セクター間の契約文書）を締結するとしている。こうした、サンパウロ市の動きに十分に留意すること。

（5）パイロットプロジェクト（PP）実施に係る留意点

① 適正規模の検討

PP は、セクター協定で規定された仕組みに実効力を持たせるために、産業が集積しスケールメリットが働くサンパウロ市での検証を目的に実施する。PP 実施対象地域は限定するが、その対象地域ですべてのステークホルダーの参加が必要である。RL の構築には、各段階でのコスト（回収、運搬、中間処理等）の把握が課題であり、PP を通じたシステムの試験的構築により、コスト等の統計データ解析が可能となる。これらの点に留意のうえ、PP の具体的な実施計画は、JICA・ブラジル側と検討のうえ第 2 年次開始時に決定する。PP 実施に係る直接経費（PP の広報・情報公開に関する経費を含む。現地再委託を想定。）は、策定された PP 計画に基づいて第 1 年次の終了時に JICA に提案することとし、第 2 年次の契約交渉時に別途協議する。現時点では PP 実施に係る直接経費は便宜的に 2000 万円として第 2 年次の見積もりに含めることとする。なお、コンサルタントは C/P と協力して PP 計画の策定及び実施を適切に行うことが求められており、これら業務の実施においては、下記②に述べる多様なステークホルダーとの調整が必要となる。また、PP 計画の策定及び実施に関する業務は、「第 3 業務実施上の条件」2（1）に示した業務量で対応できる規模のものを検討していく予定であり、現時点で考えられる PP 計画の骨子案及び PP 実施上の留意点をプロポーザルに示すこと。

② 多様なステークホルダーとの連携

本プロジェクトでは、RL の計画策定及び実施の際には、テクニカルコミッティーを結成し、行政、製造業、小売・流通業、リサイクル業・組合⁷等多様なステークホルダーと十分に調整するよう留意する。サンパウロ市での現況調査と PP 実施に際しては、AMLURB が都市廃棄物の回収を約 20 の組合と契約し実施していることから、これらの組合との連携の可能性もある。また、回収された E-waste を適正にライセンスを取得して解体、選別する企業が数社あり、対象地域で活動する企業等が処理可能な品目を見極めることも重要となる。PP でこれらの組合や企業を参画させる場合は、サンパウロ市を通じて事前に十分な調整を行ったうえで実施するよう留意する。また、RL システムの費用負担について官民の役割分担が重要となることから、民間事業者を含めた情報交換、議論の場を作ることが重要である。

また、現地には日本も含めた外資企業等も多く進出していることから、これらの本邦企業の技術活用を念頭に、本邦企業への積極的な働きかけにも留意する。

⁷ ブラジルでは資源回収を生業とする人々が組合（Cooperativa）を組織し、清掃事業に深く関わっている。

③孤児製品の取り扱い

産業側・商業側と連邦政府との間での協議では、海外での購入品や不法輸入品といった製造者の責任を問えないいわゆる「孤児製品 (Orphan Products)」の取り扱いが大きな課題となっている。この孤児製品への対応方法についても、テクニカルコミッティー等を通じて、ブラジル側と十分に協議し、対策を講じるための助言・技術支援を行うこと。

④モニタリング・レポート体制の提言

セクター協定に基づく RL のモニタリング方法は、提案者（事業者）が毎年モニタリングレポートを提出することが義務つけられている以外は、検討中の段階であるので、ブラジル側の意向を確認しながら検討を進めること。関連の行政機関としては、産業系有害物質管理の監督を所掌する IBAMA(国立再生天然資源・環境院)、DECONT(サンパウロ市汚染管理部)、CETESB(サンパウロ州環境公社)等に有害廃棄物に関する関連情報が蓄積されており、こうした機関との連携も RL における有害物質の運搬や処理の過程で重要であるため、必要に応じて関連の機関と連携して検討を重ねること。

(6) 本邦リサイクル技術の情報提供

ブラジル側は日本の民間企業が有するリサイクル技術に高い関心を示しており、連邦政府やサンパウロ市側との協議においてもリサイクル技術の紹介をしてほしいとの強い要望があった。ブラジルのリサイクル事業の設備投資のニーズが高まれば、本プロジェクトによる情報提供を通じて本邦リサイクル関連企業の海外投資進出の一助となることも期待される。コンサルタントは活動全般を通じて、RL システムの構築は特定の技術だけで成り立つものではなく、システム構築の重要性の理解を促しつつ、ブラジル側のニーズに合致する本邦リサイクル技術に関する情報提供を積極的に行うこと。

(7) 広報活動

業務実施にあたっては、本協力の意義、活動内容とその成果を我が国・ブラジル両国の国民各層に正しく理解してもらえるよう、サンパウロ市が管理するホームページでの掲載を想定した原稿の作成支援、JICA ホームページに掲載する原稿の作成、及びブラジル側によるニュースレターの発行支援（年 2 回程度）など、効果的な広報に努める。上記業務についてはプロポーザルにおいて具体的な内容を提案する。

6. 業務の内容

コンサルタントは、以下に示す想定される活動内容を勘案し、本業務を効果的かつ効率的に実施する方法や、Plan of Operation (PO) を参考にした作業工程をプロポーザルにて提案すること。なお、業務開始後に C/P の能力向上の度合いや全体のプロジェクトの進捗状況を確認しつつ、JICA と協議の上、必要に応じて業務方法、作業工程を見直すことができる。

なお、プロジェクトの進捗状況等を関係者で確認・共有することを目的としてモニタリングシート（様式については配布資料参照）を C/P と共に半期ごとに作成すること。

<第1年次：2014年10月～2015年9月>

【全成果共通】

(1) インセプション・レポートの作成・説明・協議

日本国内で入手可能な資料・情報を整理し、業務実施に関する基本方針、方法（CD 支援の手法を含む）、実施体制（JCC の体制含む）、業務フロー、要員計画、ならびに必要に応じて PDM の指標の見直し等を検討し、JICA の承認後、インセプション・レポート案を策定する。

C/P に対し、同案を説明・協議し、その内容について第一回目の JCC（合同調整委員会、次項（2）参照）にて合意を得て、インセプション・レポート（ファイナル）を JICA に提出する。説明前には予め JICA に相談する。協議の結果、修正が必要になった場合も JICA に事前に相談する。また、以後の現地派遣期間の都度 JICA に対して報告及び懸案事項の相談を行う。

(2) 合同調整委員会(JCC)の設置及び定期開催支援

JCC の設置と運営、開催にかかる支援を行う。なお、原則年 1 回の開催とし、プロジェクト全体に係わる実施方針については JCC での合意を得ることとする。

(3) プロジェクト業務進捗報告書（1）の作成

第1年次の業務実施状況及び今後に向けての課題についてプロジェクト業務進捗報告書（1）としてとりまとめる。

(4) 本邦研修の実施

本プロジェクトでは、技術指導の一環として本邦研修の実施をプロジェクト期間中1回、2週間程度実施することを想定している。研修参加人数は8名程度を想定し、連邦政府及びサンパウロ市のC/Pの他、その他の自治体やRL実施関連のステークホルダーの参加も検討する。

以下、研修に係る留意事項である。

上述の通り、ブラジル側は日本の民間企業が有するリサイクル技術に高い関心を有していることから、E-waste リサイクル企業の視察、エコタウン事業等の取り組みを学ぶ内容が含まれていること。

（留意事項）

研修内容、時期、期間、実施機関等をプロポーザルで提案する。各年の研修内容及び時期については PO 上と整合性を確認の上、提案する。

研修先、研修内容及び研修参加者は、C/P、JICA と相談の上、最終決定する。研修実施に係る経費については「研修を含む法人一括契約コンサルタント用マニュアル」（http://www.jica.go.jp/announce/kitei/pdf/manual_houzin.pdf）に従う。ただし、同マニュアルに基づき「研修カリキュラム作成、教材作成（コンサルタントの専門知識が必要とされる業務）に係る人件費」については国内作業として業務量（MM）への積み上げを行う。

【成果1に係る活動】

(5) 現況調査の実施

サンパウロ市での E-waste の種類、発生量、潜在量の推定、発生から回収・選別・運搬・有害物質除去、資源化の工程の現況につき、C/P や必要に応じて民間企業等の協力も得ながら調査し、品目、発生量、将来の潜在発生量のインベントリを作成し、RL のバリューチェーンの関係者の同定も行う。なお、サンパウロ州全体の E-waste の実態を定量的に把握することは困難な作業であるため、調査範囲はサンパウロ市（人口：約 1,100 万人）とサンパウロ州内の現況調査において同定された RL のバリューチェーンが存在する関連地域のみ限定する。

(6) E-waste の処理の流れの把握・整理

調査結果を活用して現在の E-waste 発生量の推計を行い、E-waste 品目別の処理の流れを整理し、これらを「サンパウロ市首都圏の E-waste 現況調査報告書」として取りまとめる。

【成果 2 に係る活動】

(7) テクニカルコミッティーの設置

関係するステークホルダーが行政、製造業、小売・流通業、リサイクル業・組合等と多岐にわたるため、その議論をまとめて調整を行うためのテクニカルコミッティー（以下コミッティー）の設置を C/P と協議しながら進める。委員長は開発商工省及び環境省が共同で務めることが詳細計画策定調査時に合意されている。コミッティーには製造業・小売・流通業・リサイクル業等の民間事業者、環境関連技術の知見を有するサンパウロ州環境公社（CETESB）の参加も想定されている。これら関連のステークホルダーの参画に向けた調整及び会合の開催支援を行う。（コミッティーの権限範囲に関しては R/D の記載を参照のこと）

(8) PP 計画案の作成

PP 計画案には、PP の対象地域、対象品目となる候補を複数選定し比較表の作成を行う。また、PP 実施において各ステークホルダーの役割を明確にした内容とする。特に回収費用の負担責任は、課題が多く、関係者間の十分な調整が必要である。また、対象品目の候補選定では既に民間主導で取組まれている有価物の比率が高く小型で回収が容易な品目（携帯電話など）だけでなく、有価物の比率が低く大型で回収が難しい品目（洗濯機、冷蔵庫など）についても検討する。計画案の作成にあたっては、JICA・ブラジル側と十分な意見交換を行いつつ進めること。

<第 2 年次：2015 年 10 月～2017 年 9 月>

【全成果共通】

(9) 第 2 年次ワーク・プランの作成・協議

第 1 年次の活動結果をふまえ、第 2 年次のワーク・プラン案を策定する。同案を JICA に提出し、協議の上、必要な修正を行う。JICA の承認後、C/P に対し、同案を説明・協議し、その内容について合意を得る。

(10) プロジェクト業務進捗報告書 2 の作成

第2年次前半の業務実施状況及び第2年次後半に向けての課題をプロジェクト業務進捗報告書2としてとりまとめる。

【成果2に係る活動】

(1.1) PP計画の作成

計画案について各関係機関の意見交換を踏まえて最終化を行う。パイロット地区を選定し、回収方法・回収品目等につきサンパウロ市や関連の自治体、ステークホルダーとも協議の上、決定する。連邦レベルの「国家固形廃棄物管理政策法」及びセクター協定等の関連の制度に基づいた計画が作成されるように十分に留意すること。加えてPP計画には、RLシステムのモニタリング・レポート方法の検討と試行的運用を活動として含めること。

(1.2) PPの実施

パイロットプロジェクトにおけるRLシステムを試行的に実施する。同システムは、回収・一時保管、運搬、選別・解体・リサイクル資源の回収・売却、残さの処理・処分までの一連の流れを想定する。

(1.3) PPに関する広報・情報公開

PPでは、産業界・商業界・消費者にリバースロジスティクスに係る費用負担を課すことを想定しており、コンサルタントは産業界・商業界・消費者に対する事前調整と情報公開をC/Pと共同で実施し、費用負担に関する合意形成を支援する。上記業務については、ステークホルダー向けの説明会を対象となる聴衆の属性（企業、NGO、一般市民等）ごとに、①PP計画時、②PP実施直前期、③PP実施期間の中間期、④PP実施後の評価結果取りまとめ後の4つの時期に分けて実施する。説明会の他に、適切なメディア（Web媒体、新聞、雑誌、ラジオ、回収地点となる場所周辺での掲示看板等）を選択してPPに関する情報公開を行うことを想定する。これらの点を踏まえて、コンサルタントはPPに関する広報・情報公開の業務について、プロポーザルで効果的と思われる方法を提案すること。

なお、PPの広報・情報公開に関する直接経費については、「5.実施方針及び留意事項」(5)①に記載のとおり、策定されたPP計画に基づいて第1年次の終了時にJICAに提案することとし、第2年次の契約交渉時に別途協議する。

(1.4) 「拡大生産者責任（EPR）」の展開に向けた企業への経済的インセンティブ等の提案

連邦政府がリサイクル企業の設備投資の融資金利の優遇、減税・免税等の措置を検討するにあたって、ブラジルで適用可能な政策について開発商工省が調整役をつとめるCORIのワーキンググループにおいて提言を行い、「経済的インセンティブ方策提言報告書」を作成する。

(1.5) PPの評価

PP の実施結果を検証し教訓を抽出したうえで、連邦政府、テクニカルコミッティー、CORI 等の場を活用して報告・提言を行い、「パイロットプロジェクト実施結果報告書」を作成する。

(16) PP の成果の他州への展開

連邦政府はサンパウロ市での PP の成果を活用して、他州の都市への展開も意識していることから、PP の評価結果を基にサンパウロ市と条件の異なる都市を 2 都市選び、E-waste に関するステークホルダーの取り組み状況に係る情報収集調査を行い、サンパウロの PP で試行した RL のモデルを展開するための方策を検討し、連邦政府側へ助言する。対象都市はブラジル側と協議のうえ、決定する。

【成果 3 に係る活動】

(17) RL のモニタリングに係る技術的基準の提言

RL を監督するシステムを構築するために、モニタリングすべきポイント、必要な許認可、技術的基準（解体業等のライセンス許可基準等）を検討し、助言を行う。

(18) モニタリング・レポーティング方法の検討・試行

2-3 の PP において、RL の実施主体である民間事業者から行政機関に対して E-waste 対象品目毎の回収量、処分量等の報告を求める（レポーティング）の方法を検討する。また、行政機関においては、提出されたデータのモニタリング方法及び民間事業者に対する指導方法を検討する。これら検討結果を踏まえて PP の中で試行する。

(19) モニタリング・レポーティングガイドラインの作成

PP での試行結果を基に、RL の実施に際して行政が行うモニタリング方法の指針を「行政向け RL モニタリングのためのガイドライン」として、民間から行政に対するレポーティングの方法の指針を「民間向け RL レポーティングのためのガイドライン」として、取りまとめを行う。

7. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、第 1 年次は「プロジェクト業務進捗報告書 1」、第 2 年次は最終成果品を「プロジェクト事業完了報告書」とし、それぞれ 7 (2) の技術協力成果品を添付する。

年次	レポート名	提出時期	部数
第 1 年次	インセプション・レポート	2014 年 12 月	和文：3 部 葡文：15 部 CD-R：2 枚

	プロジェクト業務進捗報告書 1	2015年9月	和文：3部 葡文：15部 CD-R：2枚
第2年次	第2年次ワーク・プラン	2015年11月	和文：2部 葡文：3部
	プロジェクト業務進捗報告書 2	2016年9月	和文：3部 葡文：15部 CD-R：2枚
	プロジェクト事業完了報告書 ドラフト (DF/R)	2017年8月	和文：3部 葡文：15部
	プロジェクト事業完了報告書	2017年9月	和文：3部 葡文：15部 CD-R：2枚

プロジェクト事業完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化 (CD-R) の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目 (案) は以下のとおりとする。

① インセプション・レポート

既存資料 (詳細計画策定調査資料等) を整理分析し、インセプションレポート (案) を作成し、現地作業開始時に先方政府ならびに合同調整委員会への説明および内容に関する協議を行う。また、この協議結果を踏まえたインセプション (ファイナル) を作成し、その内容について JICA の承認を得ることとする。記載内容は最低限以下の項目を含むものとする。

また第2年次のワーク・プランも最低限、同項目を含むものとする。

- ア) プロジェクトの概要 (背景・経緯・目的)
- イ) プロジェクト実施の基本方針
- ウ) プロジェクト実施の具体的方法 (CD 支援手法を含む)
- エ) プロジェクト実施体制 (JCC の体制等を含む)
- オ) PDM (指標の見直し及びベースライン設定)
- カ) 業務フローチャート
- キ) 要員計画
- ク) 先方実施機関便宜供与負担事項
- ケ) その他必要事項

② プロジェクト業務進捗報告書

第1年次最終派遣時ならびに第2年次中間期に、プロジェクト業務進捗報告書を作成し、先方政府

への説明および内容に関する協議を行う。記載内容は最低限以下の項目を含むものとする。

- ア) プロジェクトの概要 (背景・経緯・目的)
- イ) 活動内容 (業務フローチャートに沿って記述)
- ウ) プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓 (業務実施方法、運営体制等)
- エ) 次期活動計画
- 添付資料
 - (a) PDM (最新版、変遷経緯)
 - (b) 業務フローチャート
 - (c) 詳細活動計画
 - (d) 専門家派遣実績 (要員計画) (最新版)
 - (e) 研修員受入れ実績
 - (f) 合同調整委員会議事録等
 - (g) その他活動実績

③ プロジェクト事業完了報告書

受注者は、プロジェクト終了までにプロジェクト事業完了報告書 (ドラフト) を作成し、先方政府ならびに合同調整委員会への説明および内容に関する協議を行う。また、この協議結果を踏まえプロジェクト事業完了報告書 (ドラフト) を修正の上、JICA が開催する会議でプロジェクト事業完了報告書に基づく最終報告を実施し、その内容について発注者の合意を得ることとする。なお、プロジェクト事業完了報告書には最低限以下の項目を含めることとする。

- ア) プロジェクト目標の達成度 (終了時評価結果の概要等)
- イ) プロジェクトの成果一覧
- ウ) 研修員受入実績 (研修員氏名、研修分野、研修期間、研修先、研修概要等)
- エ) 活動実施スケジュール (実績) : Plan of Operation に活動実績を記入したもの
- オ) プロジェクト実施運営上の工夫、教訓
- カ) PDM の変遷 (PDM を改訂した経緯がある場合)
- キ) 上位目標の達成に向けての提言
- ク) 合同調整委員会開催記録
(和文のみ)
- ケ) 専門家派遣実績、要員計画/実績
- コ) 現地業務費実績 (年度毎の金額実績、再委託業務の成果等)
- サ) 先方からの投入実績

(2) 技術協力成果品等

受注者が直接作成する以下の資料を提出する。なお、提出に当たっては、それぞれの完成年次のプロジェクト業務進捗報告書または事業完了報告書に添付して提出する。なおこの成果品は、英語とポルトガル語の2カ国語で作成する。

- ア) サンパウロ市首都圏の E-waste 現況調査報告書

- イ) パイロットプロジェクト計画
- ウ) パイロットプロジェクト実施結果報告書
- エ) 他都市における E-waste の現状の情報収集調査報告書
- オ) 経済的インセンティブ方策提言に関する報告書
- カ) 行政向け RL モニタリングのためのガイドライン
- キ) 民間向け RL レポーティングのためのガイドライン
- ク) プロジェクトで作成したセミナー資料
- ケ) プロジェクト広報資料

(3) コンサルタント業務従事月報

受注者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して、機構に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、機構に報告するものとする。

- ア) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ) 活動に関する写真

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程

本件に係る業務工程は、2014年10月に開始し、以下の2つの期間に分けて実施することにより、約36ヶ月後の終了を目処とする。

- (1) 第1年次：2014年10月～2015年9月
- (2) 第2年次：2015年10月～2017年9月

2. 業務量目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

約60M/M（第1年次 約20M/M）

(2) 業務従事者の構成（案）

業務従事者の構成分野は以下を想定しているが、業務内容および業務工程を考慮の上、より適切な業務従事者の構成がある場合、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。また、下記の格付は目安であり、これと異なる格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ① チーフアドバイザー／廃棄物管理計画（2号）
- ② E-waste 回収・流通
- ③ リサイクル技術／有害廃棄物管理（3号）
- ④ PP 広報
- ⑤ 廃棄物管理データ整理分析／モニタリング指針作成

⑥ 経済的インセンティブ方策

(3) 通訳

現地にて通訳（日本語もしくは英語⇄ポルトガル語）の雇上を可とする。

3. 相手国の便宜供与

- (1) カウンターパートの配置
- (2) 執務スペースの提供

4. 配布資料・参考資料

【配布資料】

- (1) 先方政府との合意文書（M/M、R/D）
- (2) 「ブラジル国 E-waste リバースロジスティクス改善プロジェクト」詳細計画策定調査報告書（ドラフト）
- (3) 「ブラジル連邦法第 12.305 号：国家固形廃棄物管理政策法（2010 年 8 月 2 日制定）」「政令第 7.404 号（2010 年 12 月 23 日制定）」和文仮訳
- (4) モニタリングシート様式

5. 現地再委託

以下の業務については、現地再委託による実施を可能とする。下記（1）（2）は別見積もりとする。

- (1) サンパウロ州都圏の E-waste 現況調査
 - ・インタビュー調査、廃棄物量フロー作成、レポート作成業務を含む
- (2) 他都市における E-waste の現状の情報収集調査
 - ・インタビュー、文献調査による情報収集、レポート作成業務を含む。
- (3) サンパウロ州都圏の PP 実施

現地再委託においては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

6. その他

(1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。この場合、経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

(2) 安全管理

現地作業期間中は 安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、外務省や JICA 等のホームページを通じ、効率的かつ適切に情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関

に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、JICA ブラジル事務所と常時連絡がとれる体制とし、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。